

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 【概要版】

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

本町は、令和3年度に「第8期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「病気や障がいの有無に関係なく、自分と家族が望む場所で安心して暮らし続ける町、洞爺湖町」を基本理念に掲げ、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、本町においても、国勢調査結果による令和2年10月1日現在の高齢化率は、全国・北海道を大きく上回る43.6%であり、令和7年には47.7%となることが見込まれています。

また、要介護・要支援認定者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者が増加することも見込まれます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とした3年間とします。

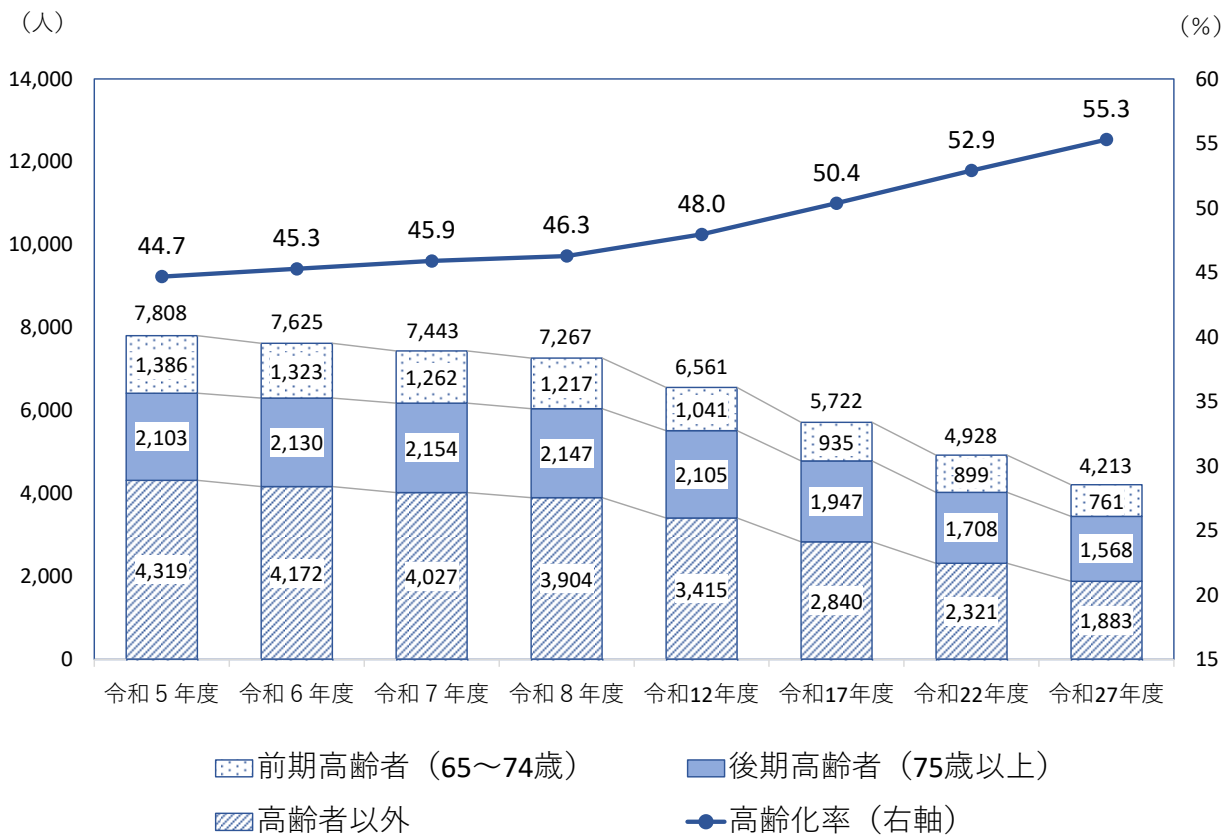
また、団塊世代が75歳以上を迎える令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年（2025年・2040年問題）を見据え、町内全域に地域包括ケアシステムを構築していくこととし、目標を設定しています。

年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)		令和22年 (2040年)	
第9期洞爺湖町 高齢者福祉計画 及び介護保険 事業計画	第8期計画			第9期計画（本計画）				団塊ジュニア世代が 65歳以上	
				→					

第2章 高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口・高齢化率の将来見通し

本町の令和27年度までの人口推計によると、総人口、高齢者人口ともに、減少傾向が想定されていますが、高齢化率は増加傾向で推移することが見込まれています。また、後期高齢者人口は、令和7年度まで増加傾向が見込まれており、第9期計画の最終年である令和8年度には2,147人となる見込みです。



資料：独自推計値（各年度末）

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

病気や障がいの有無に関係なく、 自分と家族が望む場所で 安心して暮らし続ける町、洞爺湖

本町では、平成 29 年度に最上位計画である「第 2 期洞爺湖町まちづくり総合計画」を策定し、「安全・健康・環境を重視した健康づくり」を基本理念の一つとし、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちを目指しています。また、令和 3 年度で中間見直しを実施し、さらなる取組の推進を行っています（令和 8 年度まで）。

また、福祉分野の上位計画である「第 3 期洞爺湖町地域福祉計画（令和 5 年度から令和 9 年度）」では、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を基本理念として取組を進めています。

令和 7 年には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、4 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢社会が到来します。医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが変わることで現役世代の負担が重くなっていくと見込まれています。このような状況を踏まえ、重層的支援体制の整備を行い、分野を問わず様々な課題に対応することが重要となっています。

洞爺湖町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の基本理念についても、第 8 期計画の基本理念「病気や障がいの有無に関係なく、自分と家族が望む場所で安心して暮らし続ける町、洞爺湖町」を引き継ぎ、本計画の主な対象である高齢者が今後も住み慣れた地域でこころ豊かに安心して暮らせるよう中長期的な観点から社会福祉基盤の整備に取り組むとともに、地域包括ケアシステムをより一層推進していくことで、洞爺湖町らしい地域共生社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

- I 高齢者の孤立化防止と地域共生社会の実現
- II 介護予防と健康づくり、社会参加の推進
- III 認知症施策大綱等を踏まえた認知症施策の総合的な推進
- IV 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組及び人材の確保
- V 介護サービスの適切な普及と質の向上
- VI 災害や感染症対策に係る体制整備

第4章 高齢者福祉の取組

(1) 高齢者にやさしいまちづくり

- ①民生委員児童委員・福祉委員の見守り
- ②洞爺湖町社会福祉協議会の活動
- ③老人クラブ活動
- ④サロン活動
- ⑤洞爺湖地域食堂
- ⑥災害時の見守り体制の整備
- ⑦高齢者の交通安全と防犯対策

(2) 福祉サービス

- ①配食サービス（本町地区除く）
- ②高齢者入浴助成事業
- ③高齢者交通費助成事業
- ④緊急通報システム事業
- ⑤緊急医療情報キット配布事業
- ⑥安心できる住まいの確保の支援
- ⑦養護老人ホーム
- ⑧ケアハウス（ケアハウスふるりの丘）

(3) 高齢者の生涯学習（社会教育事業）

- ①いきいき学園（高齢者大学）

第5章 介護保険事業の取り組み

(1) 居宅サービス・介護予防サービスの見込量

居宅サービス（要介護1～5）

単位：千円、回（日）、人

区分		6年度	7年度	8年度
訪問介護	給付費	41,414	42,441	42,752
	延回数	12,420	12,765	12,756
	延人数	804	804	804
訪問入浴介護	給付費	1,004	1,005	1,005
	延回数	74	74	74
	延人数	24	24	24
訪問看護	給付費	28,455	28,187	28,123
	延回数	7,011	6,963	6,926
	延人数	840	828	828

訪問リハビリ	給付費	1, 0 5 8	1, 0 6 0	1, 0 6 0
	延回数	3 3 3	3 3 3	3 3 3
	延人数	4 8	4 8	4 8
居宅療養管理指導	給付費	2, 8 0 9	2, 8 6 2	2, 8 6 4
	延人数	5 1 6	5 2 8	5 2 8
通所介護	給付費	2 8, 2 5 0	2 8, 4 8 7	2 7, 7 8 8
	延回数	3, 9 7 8	3, 9 9 1	3, 9 0 2
	延人数	5 8 8	5 7 6	5 7 6
通所リハビリ	給付費	4 3, 1 6 6	4 4, 5 7 4	4 4, 9 3 1
	延回数	4, 2 7 5	4, 3 8 8	4, 4 1 3
	延人数	6 0 0	6 1 2	6 1 2
短期入所生活介護 (特養他)	給付費	4, 2 6 7	4, 2 7 2	4, 2 7 2
	延日数	4 8 0	4 8 0	4 8 0
	延人数	1 9 2	1 9 2	1 9 2
特定施設入居者生活 介護	給付費	1 7, 4 3 2	1 9, 5 1 6	2 2, 1 6 8
	延人数	8 4	9 6	1 0 8
福祉用具貸与	給付費	1 1, 3 7 9	1 1, 9 4 5	1 1, 8 5 1
	延人数	1, 2 9 6	1, 3 4 4	1, 3 4 4
福祉用具購入	給付費	1, 5 1 4	1, 5 1 4	1, 5 1 4
	延人数	6 0	6 0	6 0
住宅改修	給付費	2, 9 4 6	2, 9 4 6	2, 9 4 6
	延人数	4 8	4 8	4 8
居宅介護支援	給付費	3 3, 1 9 7	3 3, 3 6 2	3 5, 1 1 4
	延人数	2, 2 2 0	2, 2 2 0	2, 3 2 8
合計		2 1 6, 8 9 1	2 2 2, 1 7 1	2 2 6, 3 8 8

介護予防サービス（要支援 1～2）

単位：千円、回（日）、人

区分		6 年度	7 年度	8 年度
介護予防訪問入浴 介護	給付費	0	0	0
	延回数	0	0	0
	延人数	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	2, 804	2, 808	2, 808
	延回数	871	871	871
	延人数	132	132	132
介護予防訪問 リハビリ	給付費	370	371	371
	延回数	129	129	129
	延人数	36	36	36
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	915	916	916
	延人数	60	60	60
介護予防 通所リハビリ	給付費	13, 898	13, 915	14, 420
	延人数	444	444	456
介護予防短期入所 生活介護	給付費	318	318	318
	延日数	36	36	36
	延人数	36	36	36
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0
	延日数	0	0	0
	延人数	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	2, 552	2, 555	2, 555
	延人数	36	36	36
介護予防 福祉用具貸与	給付費	3, 313	3, 356	3, 313
	延人数	780	792	780
介護予防 福祉用具購入	給付費	435	435	435
	延人数	12	12	12
介護予防 住宅改修	給付費	1, 205	1, 205	1, 205
	延人数	24	24	24
介護予防支援	給付費	4, 461	4, 466	4, 301
	延人数	972	972	936
合計		30, 271	30, 345	30, 642

第6章 災害・感染症対策に係る備え

（１）災害対策に係る体制の整備

- ①介護施設事業所等の防災啓発活動を支援します。
- ②介護施設事業所等と連携し、介護事業所等におけるリスクや、物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業等で策定している災害に関する具体的計画を確認します。
- ③災害発生時において必要な介護サービスを継続するための連携・調整の体制を支援します。
- ④要介護高齢者等が適切に避難できるよう、災害時に備えた関係部署との連携した取組を支援します。

（２）感染対策に係る体制の整備

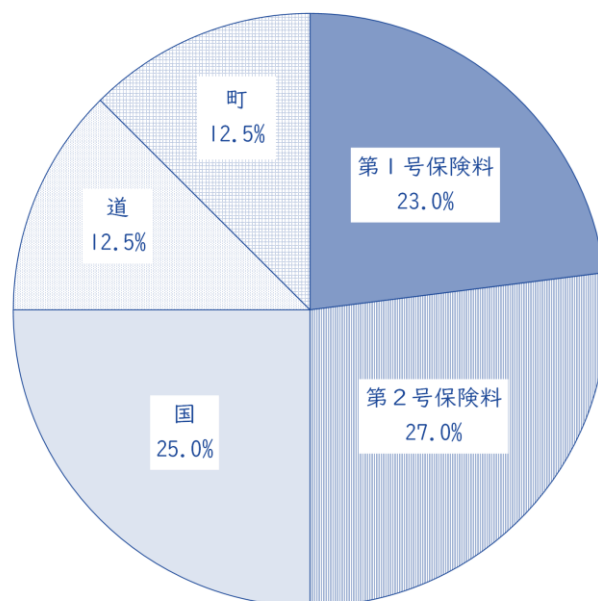
- ①感染症発生時においても、医療・介護・町としてのサービス等を継続するための体制を整備します。
- ②感染症対策に関する正しい知識の周知啓発を行い、新しい生活様式についても支援します（３密の回避などを含む）。
- ③感染症発生時に必要な備品等（マスク・消毒液・ゴム手袋など）の備蓄や対応については、洞爺湖町新型コロナウイルス等行動対策計画に基づき対応します。

第7章 介護保険料の考え方

（１）保険給付の財源

介護保険制度の費用は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料と 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料、市町村、都道府県、国の負担によって確保されています。各費用における財源の構成は下図の通りです。

＜費用の負担割合＞



(2) 第9期介護保険料の基準額

項目	金額
標準給付費見込額 (A)	3,626,941千円
地域支援事業費見込額 (B)	168,617千円
第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23%(C)	872,979千円
調整交付金相当額 (D)	184,385千円
調整交付金見込額 (E)	364,826千円
財政安定化基金償還金※	0千円
介護保険事業運営基金取崩額 (F)	70,000千円
予定保険料収納率 (G)	99.3%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (H)	8,427人
介護保険料の基準額 (保険料月額) (I) = {(C)+(D)-(E)-(F)} ÷ (G) ÷ (H) ÷ 12 か月	6,200円

(3) 利用者負担の軽減

- ①生活困難者等に対する介護保険利用者負担軽減
- ②高額介護（予防）サービス費
- ③高額医療合算介護（予防）サービス費
- ④特定入所者介護（予防）サービス費

第8章 計画の推進管理

(1) 計画の円滑な推進に向けて

本計画の検証・評価については、PDCAサイクルによる進捗管理を実施します。

本計画では、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者及び被保険者からなる委員が参画した「洞爺湖町介護保険運営協議会」において、定期的に本計画の進捗状況や介護保険の運営状況についてPDCAサイクルに基づいた点検・評価を行い、関係機関との連携のもと必要な調整を行います。

(2) 地域包括支援センターについて

高齢者が住みなれた地域で健やかにその人らしい生活ができるよう、地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士及び保健師などが互いに連携をとり、地域の高齢者の方々へ総合的な支援を行っています。

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】

企画・編集：洞爺湖町総務部介護高齢課

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地

TEL：(0142) 76-2121 FAX：(0142) 74-2121